

ビジネスサポートなかの

Business support NAGANO

6

JUNE 2012



経営者シリーズ トップかく語りき

株式会社小林製作所
代表取締役

小林 久数氏

Hisakazu Kobayashi



株式会社小林製作所

長野市大字石渡110

TEL 026-243-2611 FAX 026-243-6087

創業 昭和25年4月

資本金 4,000万円

三代目、祖父や父のマネはできません。

会社経営のバトンをいつ、誰に渡すか。厳しい経済環境の中、リタイアの時期を迎える中小企業経営者にとって「後継者問題」は頭の痛い問題でもある。

戦後間もなく先代（父親）が創業した会社の二代目として、バブル経済とITバブルの崩壊、さらにリーマンショックを経験してきた、小林久数社長。いよいよ長男を三代目の後継者として迎えようとしている。

小林社長が後継ぎを自ら意識したのは中学生の頃。「この家をしっかりと守るんだぞと、親父は私が物心つく前から独り言のように言って聞かせていたようです（笑）。後継者にふさわしい人材が社員の中にいればいいが、中小・零細企業では難しい。とはいえ社員を抱え、そう簡単に会社をたたむわけにもいかない。そう考えてのことでしょう」。

先代は長男にも同じようにし、三代目としての自覚を植えつけた。しかし小林社長は逆に、高校生だった長男に経営者になることの難しさを話したという。「産業の空洞化と円高が進む日本で中小企業がどうやって産業維持していくか。それをしっかり考え実行できる力がお前になければ、お前も従業員も苦しむことになる。後を継ぐのは簡単じゃない」と。

後継への期待と難しさを経営の大先輩である祖父、父から刷り込まれた長男。やはり後継を意識したのだろう。グローバルな視点に立った最新の経営知識を身につけようとアメリカに留学し、現地の大学を卒業。現在、国内の大手機械メーカーに6年間勤務し、近い将来、三代目候補として小林製作所に入社することが具体化しつつある。

「本来なら、後継者がいてよかったねということなのでしょう。しかし問題は、本人にその力があるかどうか。中小のもののづくり企業が生き残るためには、価値のある自社商品を開発するしかありません。それは、まだ世の中になく便利なもの。何をつくるかを考えるのは息子の仕事であり、祖父や父のマネはできません。彼自身が確固たる経営方針を持ち、新しいものを創り出していく能力がなければ後継者として会社存続は難しいと思う」

中小企業経営を取り巻く環境は厳しさが増すばかりに見える。まさに経営者の実力が問われる時代。それだけに小林社長からは厳しい言葉が続くが、その表情にはやはり後継者候補への期待と喜びがうかがえる。

回 覧

CONTENTS

JUNE 2012

6

表紙写真

経営者シリーズ

株式会社小林製作所 代表取締役

小林 久数 氏

事業実施カレンダー

2-3

決算説明会・経営相談室のご案内

ビジネス法律相談所
特許について(2)

4

ビジネス書・今月の売れ筋10冊

税理士の事件簿

税務調査の立ち会い顛末記(番外編⑩)

5

税務署からのお知らせ

最近の労働情報

雇用を増やした企業等に対し

税制優遇制度があるってご存知でした？

6

経営者の成長指南 浪 宏友 氏

企業会計NOW

第15回 設備投資を判断するための
計算方法

7

プロの力を借りて100の壁を越える！

Business Information
Tea Room

8

事業実施カレンダー

CALENDAR

6月の予定

1金 須坂部会 税務研修会

16日

2日

17日

3日

18月 戸隠部会 税務研修会・総会

4月 松代部会 税務研修会・総会

19火 企業規模別 税務会計 研修会

5火 長野県法人会連合会 第24回通常総会

20水

6水

21木

7木

22金 決算法人説明会(7月決算法人対象)

8金

23日

9日

24日

10日

25月

11月

26火 女性部 研修例会

12火 中条部会 税務研修会・総会

27水 経営相談室

13水 経営相談室
長野市三輪部会 税務研修会

28木

14木

29金

15金

30日



第41回通常総会開催レポート

当会第41回の通常総会が4,478名(委任状含む)の参加者のもと先月24日に行われた(於:ホテル国際21)。

今回の総会では、公益法人会改革に伴う、一般社団法人格への移行申請に関する議案等が上程されたが提出された議案すべてが滞りなく可決承認された。引き続き行われた金美齢氏の講演会は約400名近い盛況となった。講演では「Made in Chinaは

出来る限り(何があっても)買わないということを実践しているが、それは今の世の中

では非常に難しい。」「目に見えるMade in Japan(技術や地元の特産品等)、目に見えないMade in Japan(日本人の気質等)を大事にしないと衰退する。いまの原因はそこにある。Made in Japanに自信と誇りを持ってこだわることで日本は再生する」と語った。金美齢氏は記念パーティーにも参加され、参加者にとって非常に有意義な総会となった。



7月の予定

1日	16日
2月	17火
3火	18水
4水	19木
5木	20金 会員親睦ゴルフ大会
6金	21土
7土	22日
8日	23月
9月	24火 決算法人説明会(8月決算法人対象)
10火	25水 経営相談室
11水 経営相談室	26木
12木	27金
13金	28土
14土	29日
15日	30月
	31火

税務研修会テキスト『平成24年度ここが変わる! ことしの税制改正』 記載内容の訂正のお知らせ

部会ごとに開催しています税務研修会で使用していますテキストについて、下記のとおり訂正がありますので、深くお詫びするとともに訂正方お願いいたします。

①45ページ 6段目

- (誤) ー平成24年居住は最高400万円・平成25年居住は最高300万円の税額控除(10年間)ー
(正) ー平成24年居住は最高40万円・平成25年居住は最高30万円の税額控除(10年間)ー

14段目・15段目 表右端の最大控除額

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	最大控除額
平成24年	10年間	4,000万円	1.0%	400万円
平成25年	10年間	3,000万円	1.0%	300万円

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	最大控除額
平成24年	10年間	4,000万円	1.0%	40万円
平成25年	10年間	3,000万円	1.0%	30万円

②57ページ

下から7段目

- (誤) 更正の請求期間 改正前3年 改正後5年
(正) 増額更正の期間 改正前3年 改正後5年



決算説明会

7月決算法人対象

開催日時

6月22日(金)

10:00~11:30

会場

ホクト文化ホール

研修内容

第1部 長野税務署法人担当官

第2部 税理士

(関東信越税理士会長野支部派遣)

その他

この説明会は、毎月開催しています。
今回ご都合がつかない場合は翌月以降の
説明会にご出席願います(資料請求も可)。
駐車場に限りがございます。なるべく公共
交通機関でお越しください。

次回開催日時・会場

7月24日(火)

10:00~11:30

ホクト文化ホール

法人会 経営相談室

相談日時等が変更になりました!!

詳細は同封のチラシをご覧ください。

開催日時

6月13日(水)

27日(水)

10:00~12:00

会場

長野法人会会議室

長野市七瀬中町276(会議所ビル 3F)
TEL026-227-0011

相談員

弁護士

※労務・税務に関しては相談案件があった
場合に各専門家と相談の上、日程調整
いたします。

費用

会員=無料、会員以外=5,000円

利用方法

事前に申し込みが必要です。同封の
申込用紙にご記入のうえ事務局までFAX
(026-224-2655)にて送信願います。

ビジネス法律相談所

長野県弁護士会所属
弁護士 倉崎 哲矢
倉崎法律事務所



特許について(2)

会員の皆様こんにちは。弁護士の倉崎でございます。

さて、前回(本年度4月号)では「特許」とは何か、「特許」を持っているとどのようなことが出来るのかについてお話させていただきましたが、今回は、どのようなアイデアであれば「特許」として認められるのかについてお話させていただきたいと思います。

前回お話しました通り「特許」を巡る法律関係については特許法という法律が規律しており、どのようなアイデアであれば「特許」として認められるかという問いに対するヒントとなる条文としては、**特許法第29条**という条文があります。

この**特許法第29条**は、「産業上利用できる**発明**をした者は、…その発明について特許を受けることができる。」と定めておりますので、例えば、会員様の業務に関連して、これまでにない斬新なアイデアを思いついたとしても、それが「**発明**」と言えなければ「**特許**」として保護してもらうことはできないことになります(もっとも特許法上保護されない場合でも実用新案法等他の知的財産保護法によって保護されることはあります)。

では、この「**発明**」とは一体何なのでしょう。

この点についても特許法は定めを置いており、『この法律で「**発明**」とは、**自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの**をいう。』(特許法第2条第1項)と規定しておりますので、文言毎に順番に検討していきましょう。

まず「**自然法則を利用**」ですが、ここで**自然法則**とは自然界において経験的に見いだされる物理的、化学的、生物的法則性をもつ原理原則のことを言い、これを利用することが「**発明**」の第一条件です。

ですので、例えば経済学上の原則やスポーツ、ゲームなどのルール

は、人為的なもので自然法則ではないので「**発明**」の対象にはなりませんし、「**利用**」を伴わなければならないので、単に自然法則を発見したに過ぎない場合も「**発明**」には該当しません。

次に「**技術的思想**」とは、一定の目的を達するための具体的手段として、実施可能性と反復可能性のあるものでなければならず、他の者が行っても同じ結果に到達することができなければならないことと考えられており、例えば個人の技量によって結果が左右されるようなアイデアは「**発明**」には該当しません。

特許法の目的は、**我が国の産業の発展**であり、それに資するようなアイデアを社会に提供した者に独占的使用という恩典を与えることを念頭に置いているので、個人の技量によって結果が左右される、言い換えれば一般に真似ができないようなテクニックでは我が国の産業への貢献度は低く特許として保護するに値しないということなのでしょね。

次に「**創作**」ですが、これはそれ以前には存在しなかったことを見出すことであり、以前から存在するものを見つけ出すこと(発見)を除外する要件です。

例えば、天然の化学物質や動植物は、以前から存在する物なのでそれを見出すこと自体は「発見」に過ぎず「**発明**」とはなりません。

ただ、そのような化学物質、動植物の研究から、例えば特定の病気の治療等有用性を見出した場合には、それをもって「**創作**」と評価し、「**発明**」として認められることはあります。

最後に「**高度**」ですが、この点につきましては次回お話をさせて頂く特許の要件である「**新規性**」、「**進歩性**」の議論と重複しますので、そちらでお話させていただきたいと思います。

BOOK
ビジネス書
ランキング

今月の売れ筋10冊

2012.4/1~2012.4/30
平安堂長野店 提供

- 1 幸せになる生き方、働き方 ■塚越寛/著 PHP研究所 1,000円
- 2 「超」入門失敗の本質 ■鈴木博毅/著 ダイヤモンド社 1,500円
- 3 100円のコーラを1000円で売る方法 ■永井孝尚/著 中経出版 1,400円
- 4 9割がバイトでも最高のスタッフに育つ ディズニーの教え方 ■福島文二郎/著 中経出版 1,300円
- 5 日本でいちばん大切にしたい会社3 ■坂本光司/著 あさ出版 1,400円
- 6 10年後に食える仕事食えない仕事 ■渡邊正裕/著 東洋経済新報社 1,500円
- 7 サムスン式仕事の流儀 ■ムン・ヒョンジン/著 サンマーク出版 1,500円
- 8 リアルフリーのビジネス戦略 ■高橋仁/著 幻冬舎 1,400円
- 9 リッツ・カールトン 一瞬で心が通う「言葉がけ」の習慣 ■高野登/著 日本実業出版社 1,400円
- 10 心を上手に透視する方法 ■トルステン・ハーフェナー/著 サンマーク出版 1,500円

今月の一冊



幸せになる生き方、働き方

塚越寛 著 PHP研究所
1,000円(本体価格)

48年間連続で増収増益を続けてきた伊那食品工業の会長が「会社を経営する上で、必要なこととは何か」を説いた書籍。是非、経営者に読んでいただきたい一冊です。

税理士の事件簿

作成 ■ 関東信越税理士会 長野支部所属 神田 富雄 金井 秀夫 山浦 修 藤澤 義章

税務調査の立ち会い顛末記（番外編⑩）

現在、国会では「社会保障・税一体改革」の論議が行われています。

そこで今回は、チョット趣向をかえて、わが国の租税収入と財政の現状について、簡単に触れてみたいと思います。

平成 24 年度一般会計予算から見る財政の現状

平成 24 年度一般会計当初予算は、約 90.3 兆円ですが、このうち歳入については、①所得税・法人税・消費税などの租税収入が約 42 兆円で、歳入全体に占める割合が 46.9%と 5 割にも満たない状況となっています。（税外収入約 3.7 兆円と合わせて約 46.1 兆円で 51%）

さらに、②いわゆる借金である国債発行による公債金収入が約 44 兆円で、歳入全体に占める割合が 49%となっており、租税収入を上回る借金依存状態が、平成 21 年度予算から 4 年も続く、まさに異常事態に陥っております。

このことは、将来世代の負担となる異常な借金（公債金収入）依存状態が慢性化しており、一刻も早く改善する必要に迫られているといえます。（「一般会計歳入予算の円グラフ」参照）

次に、歳出については、①社会保障関係費が約 26 兆円（29.2%）、②地方交付税交付金等が約 16.6 兆円（18.4%）、③国債の元利払いに充てられる費用（国債費）が約 21.9 兆円（24.3%）となっています。

毎年ほとんど変えようのない、いわゆる義務的経費といわれる上記①～③の 3 項目で歳出全体の約 7 割を占めています。

したがって、残り約 3 割の歳出で、教育（約 5.4 兆円）・防衛（約 4.7 兆円）・公共事業（約 4.5 兆円）・その他（約 10.7 兆円）などに充てていることになります。

（「一般会計歳出予算の円グラフ」参照）

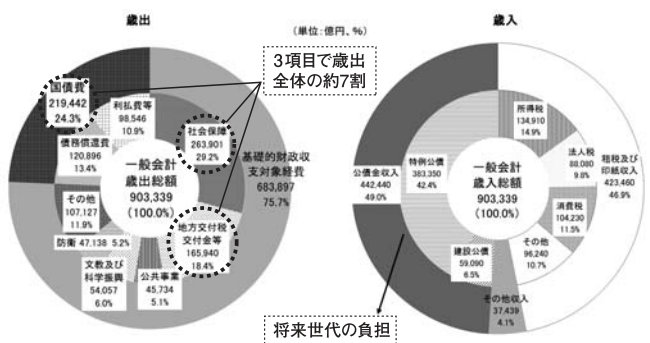
この歳入・歳出状況を、一般家庭における 1 か月の家計の収支に例えると、毎月、月収の 2 倍近い家計費支出があるため、毎月、月収と同程度の借入金によって生活していることに

なり、かなり異常な家計状態にあります。

（「我が国の国家財政を家計にたとえたら」の図参照）

国会などの議論を参考に、どんな租税収入により歳入確保の安定を図るべきか、そして歳出のどの項目を見直して歳入とのバランスを図るべきかなどを、いまこそ真剣に考える必要があるように思います。

なお、今回の資料は財務省で公表されたものを使用しています。詳しくは財務省ホームページ等でご確認ください。（「日本の財政関係資料 平成 24 年度予算案補足資料」参照）



一般会計歳出予算の円グラフ

一般会計歳入予算の円グラフ

我が国の国家財政を家計にたとえたら

<1か月分の家計にたとえた場合>

1世帯月収 40万円

必要経費総額 78万円

家計費 59万円

うち田舎へ仕送り 14万円

ローン元利払 19万円

不足分＝借金 38万円

ローン残高 7,382万円

<平成24年度一般会計予算>

税収＋税外収入 46.1兆円

一般会計歳出 90.3兆円

基本的財政収支対象経費 68.4兆円

うち地方交付税等 16.6兆円

国債費 21.9兆円

公債金収入＝借金 44.2兆円

公債残高 709兆円

↓ こうした借金が累積して、年度末には… ↓

平成 24 年度税務職員(高等学校卒業程度)募集

■受験資格

- ・平成24年4月1日において高校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者
- ・平成25年3月までに高校又は中等教育学校卒業見込みの者

■試験の程度

■申込受付期間

○インターネット申し込み (<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)

平成24年6月26日(火)午前9時から7月5日(木)まで

○郵送又は持参申し込み

平成24年7月2日(月)から7月10日(火)まで（7月10日の通信日付印有効）

■試験日

第1次試験 平成24年9月9日(日)

第2次試験 平成24年10月18日(木)から10月25日(木)間の指定する日時

問い合わせ先▶ 関東信越国税局 人事第二課 試験係 Tel.048-600-3111 (内線2095または2097)

税務署からのお知らせ

最近の労働情報

社会保険労務士
産業カウンセラー
セクハラ・パワハラ
防止コンサルタント
傳田 清一
(デンダ キョカス)



傳田清一 社会保険労務士事務所
〒380-0803 長野市三輪6-23-16
TEL 026-213-6338
FAX 026-233-2330
E-MAIL k-denda@sky.plala.or.jp
URL http://www.denda-sr.jp/

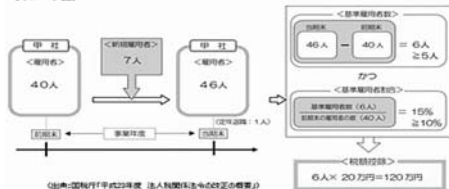
雇用を増やした企業等に対し税制優遇制度があるってご存知でした？

一定の中小企業者等(法人)が平成23年4月1日から平成26年3月31日、個人事業主は平成24年1月1日から平成26年12月31日までの間に開始する各事業年度において、

- ①前期末の雇用者数より当期末の雇用者数が5人以上(中小企業者等については2人以上)
- ②かつ10%以上増加しているなど一定の要件を満たしている場合に、
- ③増加人数1人当たり20万円の税額控除が受けられます。ただし、当期の法人税額の10%(中小企業者等については20%)相当額が限度となります。具体的には、以下の要件となります。

1. 青色申告書を提出する事業主であること
 2. 前期及び当期に事業主都合による離職者がいないこと
 3. 当期末の雇用者数-前期末の雇用者数 ≥ 5 人(中小企業者等については2人)
- ※雇用者とは、法人の使用人のうち、雇用保険の一般被保険者(役員の特殊関係者及び使用人兼務役員は除きます)
4. 3の増加人数/前期末の雇用者数 $\geq 10\%$
 5. 当期の給与等支給額 $\geq$ 前期の給与等の支給額+(前期の給与等の支給額 $\times 4$ の増加割合 $\times 30\%$)
 6. 雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業(一定の事業を除きます)を行っていること
 7. 風俗営業等を営む事業主ではないこと
 8. 適用を受けようとする事業年度が下記の事業年度ではないこと
 - (1) 設立(合併による設立を除きます)の日を含む事業年度
 - (2) 解散(合併による設立を除きます)の日を含む事業年度
 - (3) 清算中の各事業年度

(イメージ図)



まずは「雇用促進計画」の提出が必要

事業年度開始後2カ月以内に「雇用促進計画」をハローワークに提出します。

提出する書類は、以下の3点です。

1. 「雇用促進計画-1」
2. 「雇用促進計画-2」
3. 主たる事業所の雇用保険適用事業所番号が分かる書類

※雇用促進計画の雛型は厚生労働省のHPに公開されています。

これらを本社・本店を管轄するハローワークに提出して下さい。提出後、「雇用促進計画-1」がハローワークから返却されます。この書類は、事業年度終了後の手続きで必要となりますので、大切に保管しておいて下さい。

事業年度中は、雇用促進計画に基づいて求人活動を行います。求人はハローワークで申し込むこともできますし、独自に求人を行っても構いません。

事業年度終了後、雇用促進計画の達成状況の確認

事業年度が終了すると、今度は雇用促進計画の達成状況を確認する手続きがあります。事業年度が終了してから2カ月以内に、ハローワークに下記の書類を提出してください。

1. 計画開始時に押印された「雇用促進計画-1」に雇用増加数などの達成状況を追記したもの
2. 返信用封筒(返送先を記入し、簡易書留の所要額の切手を貼り、「雇用促進計画在中」と明記)
3. 計画期間中に分割・合併などの企業組織再編を行った場合「雇用促進計画-3」

申告期限に間に合うよう、早目の提出を

ただし、スケジュールには注意が必要です。雇用促進計画の達成状況の確認には、約2週間くらいかかります。申告期限に間に合うように、早目に提出するようにしてください。

確定申告書に添付

上記の書類を提出すると、雇用促進計画の達成状況を確認した上で、ハローワークから「雇用促進計画-1」が返送されます。そのコピーを確定申告書に添付して、手続きが完了します。

経営者の成長指南

社員育ては子育てに似ている



人材育成コンサルタント
浪 宏友事務所

代表 浪 宏友

私はかつて教育関係の研究所に在籍していた期間があります。そのとき家庭教育の勉強もさせていただきました。経営コンサルタントとして活動を始めたとき「企業での社員育ては、家庭での子育てによく似ているなあ」と思いました。ちがうところは、経営者が社員を解雇したり、社員が自分から辞めたりできるところです。親子の間では、それはできません。

当時、家庭教育の先生から、過保護・過期待・過干渉の三過が子育てをつまづかせると教えてもらいました。最近ではさらに過放任・過許可が加わった五過が語られています。これはそのまま社員育てに当てはまるようです。

家庭教育では、子どもは親の鏡と言われ、親が変われば子どもが変わると言われます。社員教育でも、社員は社長の鏡であり、社長が変われば社

員が変わると言われてきました。子どもと社員では少しちがうところもありますが、本質は同じです。子どもは親の、社員は社長の後ろ姿を見ながら育つのです。

子育てでは、褒めると叱るを適切に行わなければなりません。このとき、褒めると叱るの基準がぶれないことも大切です。基準がぶれると、褒める・叱るの効き目が無くなります。

社員に対しても、褒める・叱るは適切に行わなければなりませんし、基準がぶれないことが求められます。基準がぶれると、社長はえこひいきをしていると勘繰られたり、社長は気分屋だからなどと軽く見られることもあります。

親のありようが子育てに響き、社長のありようが社員育てに響くのは、当たり前かもしれませんが、厳しいことでもあるようです。

〒380-0935 長野市中御所5-13-21-106 TEL&FAX 026-224-2638 E-mail nakagosho@f8.dion.ne.jp

企業会計

あがたグローバル税理士法人 公認会計士 大野 崇

第15回 設備投資を判断するための計算方法

設備投資を実行するかを判断する際には、様々な事項を検討する必要がありますが、最終的には採算性を考えなくてはなりません。今回は、設備投資の採算性を判断する方法のうち、回収期間法及び正味現在価値法についてみていきたいと思います。

回収期間法とは、設備投資額が投資収益によりどのくらいの期間で回収できるかをみる方法で、回収期間が短いほど良い投資案件であると判断する方法です。一方、正味現在価値法とは、設備投資から得られるキャッシュ・フローを割り引いた現在価値合計から投資額を差し引いて計算する方法で、金額が大きいほど良い投資案件と判断する方法です。

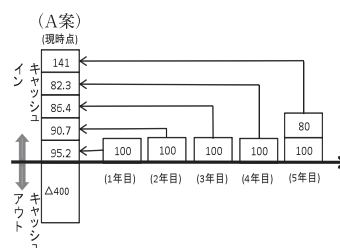
下記の簡単な設例により、それぞれの方法の内容をみていきたいと思います。

A案もしくはB案の2つの設備のどちらかを購入しようと検討しています。2つの設備投資案の内容は下記のとおりです。また、割引率を5%とし、5年後にそれぞれ設備を売却すると仮定します。売却予定金額は下記のとおりです。

	A案	B案
設備投資額	400	300
毎年のキャッシュ・イン	100	80
5年後の売却予定額	80	30

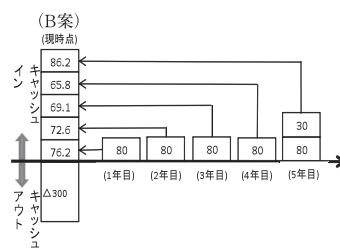
まず、回収期間法によると、A案は、設備投資額400に対して、毎年100のキャッシュ・インがあるため、4年間(400÷100)で回収出来ることになります。これに対して、B案は、設備投資300で毎年80のキャッシュ・インなので、3年9ヶ月(300÷80)で回収できます。そのため、B案の方が投資額を早く回収できるため有利であると判断できます。

次に、正味現在価値法では、下記の図のように、各年度のキャッシュ・インを現在価値に割り引く計算をします。



A案の割引計算は以下のとおりです。

$$\begin{aligned}
 &1\text{年目 } 100 \div (1+0.05) = 95.2 \\
 &2\text{年目 } 100 \div (1+0.05)^2 = 90.7 \\
 &3\text{年目 } 100 \div (1+0.05)^3 = 86.4 \\
 &4\text{年目 } 100 \div (1+0.05)^4 = 82.3 \\
 &5\text{年目 } 180 \div (1+0.05)^5 = 141.0 \\
 &\text{合計 } 495.6
 \end{aligned}$$



B案の割引計算は以下のとおりです。

$$\begin{aligned}
 &1\text{年目 } 80 \div (1+0.05) = 76.2 \\
 &2\text{年目 } 80 \div (1+0.05)^2 = 72.6 \\
 &3\text{年目 } 80 \div (1+0.05)^3 = 69.1 \\
 &4\text{年目 } 80 \div (1+0.05)^4 = 65.8 \\
 &5\text{年目 } 110 \div (1+0.05)^5 = 86.2 \\
 &\text{合計 } 369.9
 \end{aligned}$$

正味現在価値法による計算結果をみると、A案は95.6(495.6-400)のキャッシュ・インであるのに対して、B案は69.9(369.9-300)になります。この結果、回収期間法による結果と異なり、正味現在価値法ではA案が有利であるといえます。

この相違は、正味現在価値法では、設備投資額回収後の設備投資の効果が及ぶ期間全体を考慮しているのに対し、回収期間法は、回収後のキャッシュ・インを考慮しないため生じたものです。そのように考えると、正味現在価値法の方が優れているとも考えられますが、実際には将来のキャッシュ・インは不確実であり、早期に投資額を回収できる方が投資案件として良いと考えて回収期間法による判断をすることもあります。

このように、どのような点を重視するかによって選択すべき計算方法は変わり、結論も変わりますので、判断基準にあった方法を選択する必要があります。

プロの力を借りて100の壁を越える! SEASON 2

■指導協力
東 直樹 プロ(長野カントリークラブ所属)

第3回 遂に100切りました!

皆様、こんにちは。長野法人会事務局の伊藤です。

先日、今シーズン最初のコースに行ってきました。なんと今シーズンのデビュー戦で前半49、後半45、トータル94で終えることが出来ました!というわけで今回はコースへ出るにあたって東プロにレッスンいただいたことをご紹介します。それはスタート前にやるべきことです。

①パットの感覚をつかむ

具体的には、ちょっと長めの距離でカップを見たま(つまりボールを見ないで)パッティングするのです。これにより、目で見ただけの距離感と実際の力加減を近づけることが出来ます。

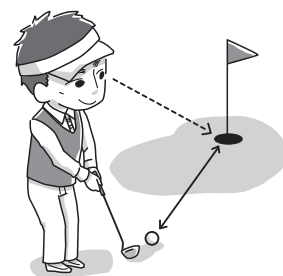
②アプローチでも同じことを

そのゴルフ場にアプローチグリーンがあれば①と同じようにカップ(狙った場所)だけをみて何度か素振り目と手の感覚を合わせ、実際に打ってみる。

どちらも、「その日の基準をつくる」ことを目的としています。パットもアプローチも芝の状態や体調でその日によって違いがあります。いきなりコースで打とうとしても、距離感に不安があるとそれだ

けでスウィングのバランスが崩れます。しかし、「基準」があれば例えオーバーやショートしたとしても修正も容易です。また打つときに「これでいいんだ」という気持ちで打てることはメンタル面でも大きな効果があります。ですから、スタート前のパッティングやアプローチの練習はとても重要でしっかり時間をかけて納得いくまで行いたいものです。

今回、ようやく練習の成果が表れて100を切ることが出来ました。東プロの名誉のためにも、これがまぐれと言われないよう、一層練習とコースでの実践に励みたいと思います。



※スウィングの疑問・悩み、トラブルのリカバリー方法など実際に東プロのワンポイントアドバイスをご希望の方は長野法人会事務局(TEL227-0011)までお問い合わせ願います。

情報アンテナ

ビジネスインフォメーション Business Information

このコーナーは管内企業の「売りたい」「こんな技術を探しています」といった情報発信のページです(毎月3社ずつ紹介・無料)。また、長野法人会ホームページにも随時掲載してまいります。

行楽の行き帰りに高山亭

信州高山村の清らかな水で打ちあげた本格そばは、自家製石臼挽粉を使用し、さらに「挽きたて・打ちたて・ゆでたて」の三たてを頑なに守り、お客様をお待ちしております。

▲大海老天ざる 1,380円
▲通替わり平日 そばランチ 800円

高山村 高井本店

そば処 **高山亭** こうざんてい

高井本店 上高井郡高山村堀之内 56-1 ☎026-248-1320
 ティリア店 JR 長野駅 ティリア内 ☎026-224-6767
 若槻店 長野市若槻大通り ☎026-295-7200
 麻布十番高山亭 東京都港区元麻布 1-2-13 ☎03-6435-2901

高山亭 公式HP 検索 soba-kouzantei.com/

大好評です! スーパーハウス

厚さ3センチの信州産杉板で、夏涼しく冬暖かい快適ハウス!

須坂市〇様から、こんなお便りをいただきました。

小さい離れを探していたところ、外観も内装も良く値段も手頃、移動可能なので将来の変化にも対応できると購入を決めました。説明と施工が丁寧で安心。住んでみたら予想通り、採光、防音・断熱性が良くとても気に入っています。

★緊急災害時の
仮設住宅に!

★工事現場の
仮設事務所に!

★店舗・事務所に!

★子供部屋・
お年寄り部屋に!

○規格 幅 2.5m × 長さ 3.6 ~ 9.1m
(連結、重ね自由)

株式会社 **マルセイ塚田工務店**
 長野市戸隠豊岡 5162-2 **TEL.026-252-2421**
 マルセイ塚田工務店 検索 **FAX.026-252-2215**

平成24年度松代文化ホール自主事業

LIVE2012 in MATSUSHIRO CULTURE HALL

TSUKEMEN

皆さまの熱いリクエストにお応えし、今年もやります! 待望の松代公演!!

今年はいつもの2倍楽しめる!! **2DAYS 7/13 & 14**
 開演 18:30 (開場 18:00) 開演 14:30 (開場 14:00)

長野市 松代文化ホール 長野市松代町松代515-2
 長野電鉄バス「長野松代総合病院前」徒歩3分

松代公演だけの特別バージョン! ★あのく星唄も★
 長野少年少女合唱団のこどもたちが、ライブに友情出演! ★歌います!★

プレイガイド イープラス <http://eplus.jp/>
 松代文化ホール ☎TEL.026-278-4373
5月7日(月) ON SALE!

全席指定 **¥4,200** (税込)
※3歳未満のお子様のご入場はご遠慮ください。

お問い合わせ 松代文化ホール TEL.026-278-4373
 ■主催: 松代文化ホール(指定管理者 株式会社Dynamics) ■後援: 長野市/長野市教育委員会/テレビ信州/ヤングレコード ■企画制作: エニ/ちっぽーと

ワクワクとドキドキを、お客様と一緒に創ります。

篠ノ井市民会館・松代文化ホール 指定管理者 **株式会社 Dynamics**
 長野市大字栗田202-10 リーベ若里101
 Tel.026-214-2881 Fax.026-214-2882
www.dynamics-07.com

Tea Room



誰もが住み慣れた家、地域で生涯を送りたいと思うのは当然だろう。私もその中の一人である。日本はこれから本格的な高齢化時代を迎えようとしている。2025年、団塊の世代と言われる人たちが75歳になり、高齢化率は30%を超え、更に少子化の影響で医療費や社会保障費の負担は大きくなる。いわゆる2025年問題である。そんな中、医療費報酬と介護報酬の改定が同時に行われた。改定では高齢者の尊厳、個性の尊重を基本に「在宅重視の医療と介護」がその意向だ。

私自身も、これから先どのように地域や家族と関わり、何が一番必要とされているのか見据え、やがて来るであろう老後に備えていきたいと改めて考えている。



峰村 忠良

個人情報の取扱について

当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議等の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度等のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ございません。また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口まで、お願い致します。

社団法人 長野法人会 個人情報取扱係

毎月1回1日発行

「ビジネスサポートながの」は再生紙を使用しています